

## 令和8年第2回 魚津市教育委員会会議録

### 1 開催日時及び場所

令和8年2月27日(金) 場所 市役所第一会議室  
午後2時45分～午後3時40分

### 2 出欠について

教育長 山 瀬 敬  
1 番 伊 東 潤一郎  
2 番 山 浦 春 美  
3 番 片 山 さゆり  
4 番 松 本 修 治

### 3 出席職員

事務局 長	田 中 明 子	教育委員会参事	入 井 孝 幸
教育総務課 長	村 崎 博	生涯学習・スポーツ課長	山 本 浩 司
こども課 長	前 田 久 則	学校給食センター所長	井 川 勇
図書館 長	小 林 幹 子	水族館博物館長	清 水 悟 史
埋没林博物館長	石 須 秀 知	総務係 長	前 屋 さ お り
文化財保護係長	塩 田 明 弘	生涯学習・文化係長	布 野 久 美 子
		スポーツ係 長	廣 川 哲 也

### 4 傍聴人 なし

### 5 会議の要旨

午後2時45分 山瀬教育長が開会を宣言する。

#### (1) 会議録署名委員の指名について

2番 山浦委員を指名した。

#### (2) 前回会議録の承認

全員異議なく承認した。

#### (3) 議案

議案第2号 魚津市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部改正について  
前屋総務係長から説明し、全員異議なく可決した。

議案第3号から議案第4号まで一括説明

議案第3号 新川文化ホール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第4号 魚津市芸術文化大会等出場奨励金交付要綱の制定について

布野生涯学習・文化係長から説明し、全員異議なく可決した。

- 議案第5号 魚津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について  
廣川スポーツ係長から説明し、全員異議なく可決した。
- 議案第6号 魚津市教育委員会行政組織規則の一部改正について  
塩田文化財保護係長から説明し、全員異議なく可決した。
- 議案第7号 魚津市学校給食費条例施行規則の一部改正について  
井川給食センター所長から説明し、全員異議なく可決した。
- 議案第8号 令和8年度魚津市教育委員会重点施策について  
田中事務局長から説明し、全員異議なく可決した。

## 5 報告事項

- (1) 令和7年度3月補正予算について
- (2) 第3期魚津市教育振興基本計画について
- (3) (仮称) 魚津市立学校働き方改革推進プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

## 議案

### 【魚津市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部改正について】

- |      |   |
|------|---|
| 伊東委員 | 添付資料の新旧対照表についてまずお願いします。改正後と改正前の比較する資料ですが、改正に関係のない部分については省略しています。しかし、その省略部分を見ないと、改正部分について判断したり決めることができない場合があると思いますので、いろんな資料を出すときに気をつけていただければと思います。 |
|      | 議案についての質問ですが、魚津市の公共施設の使用料について、教育委員会が後援しているイベント等の場合は、割引があるのですか。  |
| 村崎課長 | 教育委員会が後援する行事については、減免規定がある施設もあります。   |
| 伊東委員 | 減免の割合や率は、それぞれ規定があると思いますが、条件については明確にしてください。  |
| 山浦委員 | 改正後には、福祉、保健衛生、環境等に関する団体が追加となりますが、具体的にどのような団体がそれにあたりますか。   |
| 事務局長 | 例えば福祉だと、社会福祉協議会、保健衛生であれば保健衛生協議会、そのような団体の発表会や、イベントなども対象となります。この団体のイベント等については、教育委員会の後援としては、規定がありませんでした。教育と密接な分野でもなかったもので、今まで明文化されていなかったということだと思います。 |

### 【魚津市芸術文化大会等出場奨励金交付要綱の制定について】

- |      |   |
|------|---|
| 教育長  | 芸術文化大会とは具体的にどのような大会が想定されますか。                        |
| 布野係長 | 例えば、高等学校の総合文化祭や、全日本合唱コンクール、吹奏楽コンクールといったものを想定しております。 |
| 教育長  | これまで、規定がなかったので、きちんと制定したいということですね。                   |

山浦委員  
布野係長 プログラミング大会などについてはどうなっていますか。  
文化というよりは学校教育の分野となりますが、スポーツの要綱にて準じて支出しております。  
本要綱については、コンクールや、予選大会を通じて北信越の代表で大会に出場するものが対象です。

伊東委員 例えば北信越大会の規模で開催される大会において、一番末端の大会が北信越大会であるときは、どのような考え方になりますか。

山本課長  
伊東委員 第2条第3号の「予選会を経て」の部分が該当します。  
合唱などの大会であれば、個人が会場へ行き、参加して、パフォーマンスを行いますが、例えば絵画や書道など、作品を出品する場合は、どのような考え方で  
すか。

布野係長 作品につきましても、多くの場合は本人が展示の全国大会の会場に行きますので、そのような場合を対象としております。

伊東委員 要するに、本人が全国大会の会場に行く場合は対象になるけれども、行かない場合は対象にならないということですか。

山本課長 それも予選的なコンクールを経て出るものについては、個人でも対象となります。

伊東委員 スポーツの場合は、本人が行くため規定しやすいと思いますが、文化の場合は、例えば作品が北信越で選ばれたが、本人は行かないということが想定され、そのような場合の規定が抜けていると思います。

事務局長 スポーツは、本人が行くため宿泊費や交通費などが発生するので、その補填という意味合いも含めて、奨励金を交付するという規定あります。今回、この文化方面の要綱を制定するにあたっては、やはり移動費や、滞在費などの費用の一部を奨励金としてお渡しするという趣旨でもあります。委員がおっしゃったように、作品が出品されるだけで本人の移動を伴わない場合は、明文化はしていませんが、ケースバイケースで、検討させていただきたいと思います。

伊東委員 本人が行く場合に奨励金を交付するという書き方に、明確に規定した方がいいと思います。

事務局長 おっしゃる通り、あいまいな部分があるので、実際そのようなケースが発生したときに、検討していきたいと思います。まだケースが少ないため、想定が及ばなかった部分はあるかと思ひます。

伊東委員 平等であるべきことについて、このケースは良くて、このケースは駄目となる  
ことが一番の問題点だと思います。

教育長 委員のご意見についてはごもっともな部分もありますので、この案を今回認めていただき、どのような形で運用するかについて、例えば内規のような形で次回までに検討してみたいと思いますがいかがでしょうか。次回、検討内容についての提案を説明したいと思ひます。

【魚津市学校給食費条例施行規則の一部改正について】

松本委員	小学校については国と市が負担することにより、保護者は給食費を払う必要がないということですね。
給食センター所長	中学校は、差額分を市が負担し、今年度7年度と変更がないということです。
松本委員	中学校は保護者負担があるということですね。
事務局長	食材費を値上げしましたが、その値上げ分は市で払うので、令和7年度と集金額は変わらないということです。中学校の保護者負担分は変わりません。
山浦委員	国は中学校の分までは見てくれないのですか。
事務局長	スケジュール感は全く示されておりませんが、中学校もいずれという想定はしております。

議事が終了したので教育長が閉会を宣した。